

在学生採用（一次募集）

～令和8年4月分から支給されます～

令和8年度在学者用

大学・短期大学・高等専門学校（第4学年以上）・専修学校
（専門課程）在学中で、給付奨学金を希望する皆さんへ

「港区奨学生（給付型）募集案内」

港区教育委員会事務局
教育推進部教育長室教育総務係

1	今回の募集における給付対象について	P. 1
2	目的・対象となる学校	P. 2
3	支給対象者の要件（基準）	P. 3
4	学業成績等に係る基準	P. 6
5	家計に係る基準	P. 7
6	奨学金の給付額	P. 13
7	募集期間・応募資格	P. 19
8	申請方法・提出書類	P. 20
9	募集から採用までのスケジュール	P. 21
10	奨学金の給付期間・給付時期	P. 21
11	問合せ先	P. 21

～今回の募集における給付対象について～

※「日本学生支援機構（国）の給付型奨学金・授業料等減免制度」の支援対象となる方は、必ず申し込んでください。

※区の給付額から国の支援額を差し引いた額を給付します。対象となる方は必ず申し込んでください。（差額が生じない場合、区からの給付はございません。）

今回の募集における給付対象については、令和7年度の住民税情報を基に事務局で審査し、以下の2つの給付対象を決定します。

- ① 令和8年4月～9月が給付対象となる方
- ② 今回の募集基準では給付対象外となる方

【○：収入基準内 ×：収入基準外】

給付対象期間	収入基準年度	令和7年度住民税情報
令和8年4月～9月（前期分）		○
令和8年10月～令和9年3月（後期分）		毎年11月頃に本人及び生計維持者の経済状況を確認し、支給額の見直しを行います。（令和8年度住民税情報を確認します。）
給付対象外		×

※収入基準については、7ページ以降をご確認ください。

給付奨学金の概要

1 目的

区は、大学・短期大学・高等専門学校（第4学年以上）・専修学校（専門課程）に在学している方で、学業に意欲をもちながらも経済的理由により修学が困難な方に奨学金を支給しています。

令和2年度から国の高等教育の無償化制度が拡充したことを踏まえ、区では国（独立行政法人日本学生支援機構）が対象とする低所得世帯に加え、区の実態に即した所得層までを対象とする独自の給付型奨学金制度を取り入れています。

2 対象となる学校（確認大学等）

下表で支給対象としている国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）の学生が支給対象です。

◎国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校の一覧



（表内の記号の意味）・・・○：支給対象 ×：支給対象外 △：表下（※）を参照

学校種別・課程		支給の可否	備考
大学	学部・学科	○	
	通信教育課程	○	
	専攻科・別科（※1）	×	
短期大学	学科	○	
	通信教育課程	○	
	専攻科（※2）	△	認定専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること。
	別科	×	
高等専門学校	4・5年生	○	
	専攻科（※2）	△	認定専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること。
専修学校	専門課程（上級学科を含む）	○	
	通信教育課程	○	
	専攻科	△	適格専攻科のみ対象。 本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること。

- ※1 大学の専攻科、別科は対象外です。
- ※2 短期大学及び高等専門学校専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科（「認定専攻科」といいます。）、専修学校の専攻科は、文部科学省が指定した専攻科（「適格専攻科」といいます。）に在籍している人に限ります。

◎令和7年度版 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が認定した短期大学・高等専門学校専攻科一覧



あなたの在籍する専攻科が、適格専攻科かどうかは、学校に確認してください。

- ※3 本科卒業後、研究生等として引き続き学校に在籍する場合においても、認定専攻科（適格専攻科）で給付奨学金の支給対象となるのは、本科卒業（修了）から認定専攻科（適格専攻科）への入学が1年以内の者となります（研究生卒業（修了）からではありません）。
- ※4 職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間、計画的に課程を履修し卒業する長期履修課程に在学している人（長期履修学生）については、通常課程の修業年限に相当する期間のみ支給となります。

3 支給対象者の要件（基準）

令和8年度に支給対象校に在学している人で、以下の（1）から（4）のいずれにも該当する人が支給対象となります。

（1）居住場所に係る要件

奨学金を受けようとする者の生計を維持する者が、給付の日の6月前から引き続き区内に住所を有していることが必要です。

(2) 大学等への入学時期等に関する要件

以下①～④のいずれかに該当する人のみ申し込むことができます。

① 高等学校等（※1）を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学する日（※2）までの期間が2年を経過していない人

- ※1 高等学校等とは、国内の高等学校（本科）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）及び専修学校の高等課程（修業年限が3年以上のもの）を指します。（インタナショナルスクールや在外教育施設等の卒業者はここに含まれないため、5ページ④を参照。）
- ※2 現在在学する大学等に編入学又は転学した人は、編入学又は転学する前に在学していた学校に入学した日とします。なおこの場合、編入学又は転学する前に在学していた学校を卒業又は修了等した後1年以内に現在在学する大学等に編入学又は転学している必要があります。ただし、学士を取得した後に、学士入学や学士編入学をした場合は、支給の対象とはなりません。
- ※3 ある専修学校専門課程を修了してから別の専門課程の学科へ入学した人は、高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から当該学科へ進学する日までの期間が2年を経過していない場合に限り（ひとつ目の専門課程で支給を受けていないことが前提です）。
- ※4 大学等を一旦退学した者が別の大学等へ再入学した場合は、高等学校を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から別の大学等へ再入学するまでの期間が2年を経過していない人となります。
- ※5 災害傷病その他やむを得ない事由により、当該機関を経過して進学した場合は、支援の対象となる場合があります。

② 大学等（確認大学等）に在学している学生等であること。

③ 高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」といいます。）の受験資格を取得した年度（16歳となる年度）の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人（5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含みます）で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

④ 以下の a～c のいずれかに該当する人（その他、外国の学校教育の課程を修了した人など）

a 学校教育法施行規則第 150 条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が 2 年を経過していない人

（ア） 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定した人

（イ） 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人

（ウ） 文部科学大臣の指定した人

b 学校教育法施行規則第 150 条又は第 183 条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が 2 年を経過していない人

（ア） 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた人

（イ） 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認めた人

c 学校教育法施行規則第 150 条又は第 183 条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、入学した日が 20 歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までの人

（ア） 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認めた人であって、18 歳に達した人

（イ） 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した人に準ずる学力があると認めた人であって、18 歳に達した人

(3) 学業成績等に係る基準

学業成績等に係る基準は以下のとおりです。

ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が7ページ（表2）の1～3のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

(表1)

在籍年数	学業成績等に係る基準
入学後1年を経過していない人 (令和7年度秋入学者含む)	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。 ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。
入学後1年以上を経過した人	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2（おおむねGPA2.5以上）の範囲に属すること。 ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。 ※ 採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。高等専門学校5年次に在籍中の場合、4年次修了時の成績により判定されます。 ※ 標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすこととなります。

※ 編入学や転学をしている場合は、編入学前や転学前の学校に入学してからの年数の基準で判定されます。

※ 入学から1年を経過している人が、入学1年目に大学等から認められた正規の手続きにより「休学」した期間があることにより、入学1年目の成績判定がなされなかった場合は、「入学後1年以上を経過した人」の基準で判定されます。

(表2)

1	修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
2	修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数の合計数が標準単位数の6割以下であること。
3	履修科目の授業への出席率が6割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

- ※ 上記1～3のいずれかに当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由があると認められる場合は、支給対象となり得ます。
- ※ 編入学や転学をしている場合、編入学前や転学前の学校で1～3のいずれかの基準に当てはまる場合は採用となりません。ただし、すでに前の学校で給付奨学金を受けていた者が編入学又は転学した場合、基準が異なることがあります。
- ※ 判定においては、最新の情報により判定することになりますが、修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

(4) 家計に係る基準

① 収入基準

収入については、**令和6年（1月1日～12月31日）の収入に基づく令和7年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が下表に該当するか判定します。**

【多子世帯以外の場合】

支援区分	収入基準
A区分	区民税非課税世帯～区市町村民税のうち所得割課税額(※)が87,800円未満の世帯
B区分	区市町村民税のうち所得割課税額が87,800円以上154,500円未満の世帯
C区分	区市町村民税のうち所得割課税額が154,500円以上199,600円未満の世帯
対象外	区市町村民税のうち所得割課税額が199,600円以上の世帯

【多子世帯に該当する場合】

支援区分	収入基準
D区分	区民税非課税世帯～区市町村民税のうち所得割課税額(※)が199,600円未満の世帯
E区分	区市町村民税のうち所得割課税額が199,600円以上312,900円未満の世帯
対象外	区市町村民税のうち所得割課税額が312,900円以上の世帯

- ※ ここで指す「所得割課税額」とは、課税標準額×6%－（調整控除額＋調整額）で計算したものを指します。（100円未満切り捨て）
- ※ ふるさと納税等による寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除等適用により所得割が非課税となっても、奨学金制度において確認する所得割課税額が、0円とならない場合があります。

【区における多子世帯とは】

生計維持者2名（原則、申込者または奨学生本人の父母）のどちらかが住民税の扶養親族としている人のうち、「いずれかの生計維持者の尊属（※）である者」、「扶養する生計維持者の年長者（生計維持者より先に生まれた者）」でない人数が2人以上の場合、多子世帯となります。（生計維持者が住民税の扶養親族としていない人は含みません。）

（※）尊属とは、祖父母、父母、伯父伯母など、その人よりも上の世代の親族のことです。

なお、扶養している子どもの人数については、各年度に課税される住民税において、その年度の前年の12月31日時点で判定を行い、扶養する子ども等の人数に変更があった場合は、翌年の10月分から給付額が見直されます。

【例】令和6年4月に扶養する子どもの数に変更があった場合（令和7年度住民税情報に反映）

➡令和7年10月分からの給付額の判定において反映されます。

【例】令和7年4月に扶養する子どもの数に変更があった場合（令和8年度住民税情報に反映）

➡令和8年10月分からの給付額の判定において反映されます。

上記の他、以下に該当する方がいる世帯については多子世帯となる場合がございます。

該当する場合は必ず申請してください。

- ① 令和7年1月1日以降の期間（以下「追加判定期間」）で新たに出生した者
- ② 追加判定期間に成立した生計維持者の養子
- ③ 追加判定期間において児童福祉法に規定する里親に委託された児童
- ④ ①～③までに掲げる者のほか、追加判定期間において生計維持者と生計を一にしていると認められる者※

※生計維持者の死別や離婚、暴力等からの避難等の事由があり、扶養の事実があるにもかかわらず住民税情報では確認できない子について、生計維持者と生計を一にしていると認められる場合等

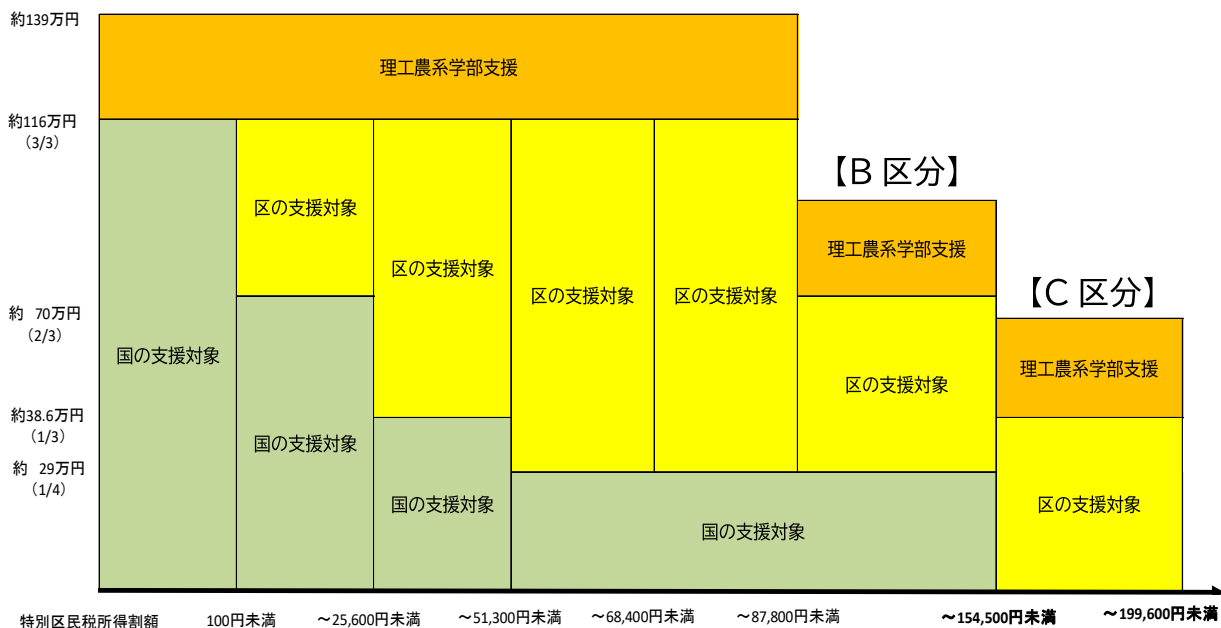
【給付イメージ図（私立大学（自宅通学）・理工農系学部 に在籍の場合）】

※ 下記イメージ図には入学資金は含まれていません。

※ 詳細な支給金額は 14 ページ以降でご確認ください。

※ 多子世帯に該当の場合は、収入基準と給付額が異なりますのでご注意ください。

【 A 区 分 】



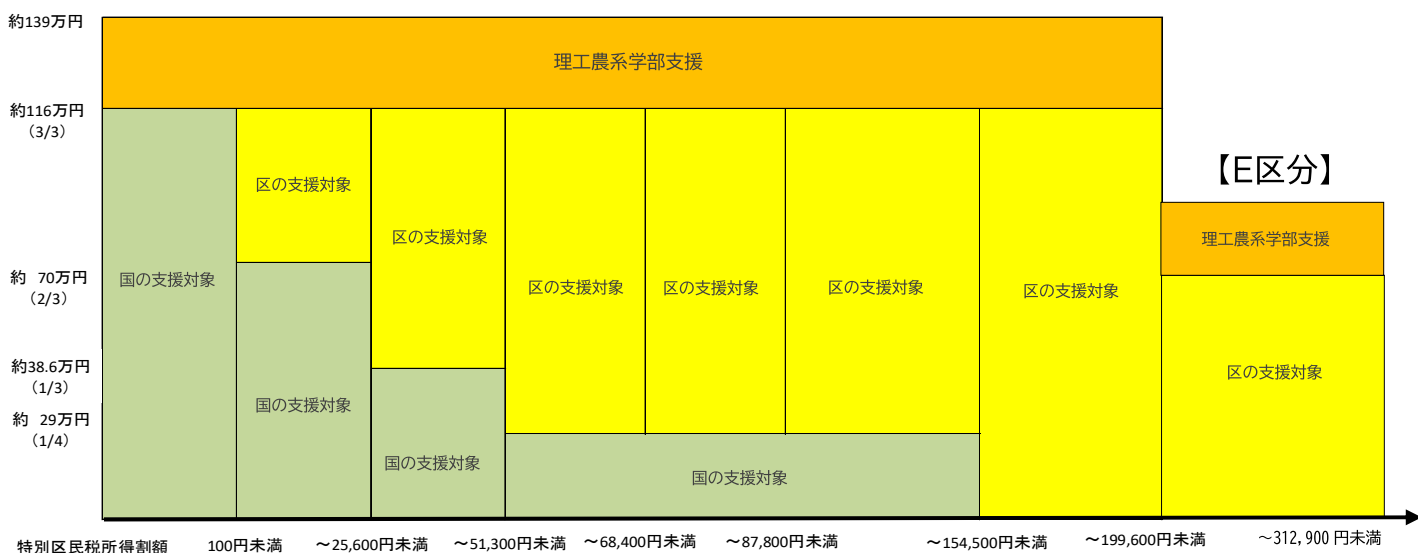
●多子世帯（扶養する人数が2人以上）に該当する場合

【給付イメージ図（私立大学（自宅通学）・多子世帯（扶養する人数が2人以上）・理工農系学部 に在籍の場合）】

※ 下記イメージ図には入学資金は含まれていません。

※ 詳細な支給金額は 16 ページ以降でご確認ください。

【 D 区 分 】



【参考：収入基準を満たすかどうかを確認する方法】

収入基準を満たすかどうかは申込み前に必ず確認してください。

申請者本人及び生計を維持する者の課税証明書、納税通知書、特別徴収税額の通知等に記載してある課税標準額及び区民税所得割で確認します。

$$\text{区民税所得割} = \text{課税標準額} \times 6\% - (\text{調整控除額} + \text{調整額}) \quad \text{※100円未満切り捨て}$$

この計算を申込者本人と生計維持者各人について行い、合計した金額が収入基準を満たしているかどうかで判定します。

(例) 課税証明書の場合 (港区)

(令和〇年度相当分) 特別区民税・都民税・森林環境税 課税証明書

令和〇年度中の合計所得金額等	
合計所得金額	¥〇〇〇〇〇〇
総所得金額等	¥〇〇〇〇〇〇
所得控除額計	¥〇〇〇〇〇〇
課税標準額	¥〇〇〇〇〇〇
※以下余白※	

$$\text{課税標準額} \times 6\% - (\text{調整控除額} + \text{調整額}) = \text{区民税所得割}$$

※ ふるさと納税等による寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除等適用により所得割が非課税となっても、奨学金制度において確認する所得割課税額が、0円とならない場合があります。

② 資産基準

申込日時点の申請者と生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること（基準額以上の場合は、支給対象となりません）。

基準額（申請者本人と生計維持者の資産額の合計）
5,000万円未満

■ 重要 ■

対象となる資産の範囲は以下のとおりで、土地・建物等の不動産は対象になりません。

また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

・現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）

・預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）

※少額投資非課税制度（NISA）による投資額も含まれます。有価証券や投資信託は時価で換算してください。

・満期や解約により現金化した保険

※満期・解約前の掛け金は含みません。

※貯蓄型生命保険や学資保険は含みません。

③ 生計維持者の考え方

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）になります。

生計維持者について、より詳しい情報は学生支援機構のホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&A」を確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeiizisya.html>

（日本学生支援機構ホームページ>>奨学金>>奨学金制度の種類と概要

>>給付奨学金（返済不要）>>給付奨学金の家計基準>>生計維持者について）



■ 重要 ■

生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

※ 在留資格について

外国籍の人は、在留資格等によっては申込みができない場合があります。

申込みを行う際は、「在留資格等」及び「在留期限（在留期間の満了日）」を申告し、支給対象となる在留資格等であることの証明書を提出する必要があります（※1）。

国籍	在留資格等（※2）	提出書類
日本国以外	法定特別永住者（※3） 永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者（※4）	⇒ ・「在留カード」（コピー） ・「特別永住者証明書」（コピー） ・「住民票の写し」（原本） 等、在留資格・在留期間が明記（※1）されているもの（いずれか1点）
	家族滞在（※5）	⇒ 上記の書類に加えて、 ・「出入国記録の写し」（原本）（※6）
	上記以外（「留学」等）	⇒ 支給の対象となりません（※7）

（※1） 申込日時点で在留期間が経過している場合、速やかに出入国在留管理局へ御相談ください。

申込時点で在留資格の更新許可申請中であるものの、当該申請にかかる処分がなされていない「特例期間」に該当する場合は、在留資格の証明書類に加え、そのことを示す書類の提出が必要です。

なお、「特例期間」に該当せず、申込日時点で在留期間が経過している場合、速やかに出入国在留管理局へ御相談ください。

なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

（※2） 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。

（※3） 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。

（※4） 「定住者」について、将来永住する意思のない人は、支給対象となりません。

（※5） 「家族滞在」は、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、大学等卒業後に日本に定着して就労する意思がある者に限ります。

（※6） ここでいう、「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い、取得した記録をいいます。

（※7） 申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、奨学金の支給を受けることができません。

■ 重要 ■

- ・ 在留資格の記載が12ページ(※2)以外の場合(「留学」等)は支給対象となりません。
- ・ 「法定特別永住者」及び「永住者」の人については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

4 奨学金の給付額

※「日本学生支援機構(国)の給付型奨学金・授業料等減免制度」の支援対象となる方は、区の給付額から差し引いた額を給付します。対象となる方は必ず申し込んでください。

給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)等により14ページ以降の金額表(月額)を上限額とし、支給します。

- (※1) 自宅通学とは、申請者本人が生計維持者(父母等)と同居している(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。(生計維持者の単身赴任等は、一時的に別居している場合も自宅扱いとなります)。
- (※2) 自宅外通学とは、申請者本人が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。
- (※3) 「自宅外通学」の月額を選択する場合、採用後に証明書類(アパートの賃貸借契約書のコピー等)の提出が必要です。
- (※4) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

〈授業料等に対する給付金額一覧（上限額）〉

区 分		給付額（月額）（上限額）			
		A区分	B区分	C区分	
		該当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上87,800円未満の世帯	該当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が87,800円以上154,500円未満の世帯	該当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が154,500円以上199,600円未満の世帯	
大 学	部 を 除 く （ 欄）	国立及び公立（自宅通学）	73,900円	49,200円	24,600円
		国立及び公立（自宅通学以外）	111,400円	74,200円	37,100円
		私立（自宅通学）	96,700円	64,400円	32,200円
		私立（自宅通学以外）	134,200円	89,400円	44,700円
	欄	国立及び公立（自宅通学）	51,600円	34,300円	17,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	89,100円	59,300円	29,700円
		私立（自宅通学）	68,300円	45,500円	22,700円
		私立（自宅通学以外）	105,800円	70,500円	35,200円
類	科 を 除 く （ 欄）	国立及び公立（自宅通学）	61,700円	41,100円	20,600円
		国立及び公立（自宅通学以外）	99,200円	66,100円	33,100円
		私立（自宅通学）	90,000円	60,000円	30,000円
		私立（自宅通学以外）	127,500円	85,000円	42,500円
	欄	国立及び公立（自宅通学）	45,500円	30,300円	15,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	83,000円	55,300円	27,700円
		私立（自宅通学）	68,300円	45,500円	22,700円
		私立（自宅通学以外）	105,800円	70,500円	35,200円
種	国立及び公立（自宅通学）	37,100円	24,700円	12,400円	
	国立及び公立（自宅通学以外）	53,800円	35,900円	18,000円	
	私立（自宅通学）	85,100円	56,700円	28,400円	
	私立（自宅通学以外）	101,700円	67,700円	33,900円	
種	科 を 除 く （ 欄）	国立及び公立（自宅通学）	43,100円	28,700円	14,400円
		国立及び公立（自宅通学以外）	80,600円	53,700円	26,900円
		私立（自宅通学）	87,500円	58,300円	29,100円
		私立（自宅通学以外）	125,000円	83,300円	41,600円
	欄	国立及び公立（自宅通学）	36,200円	24,100円	12,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	73,700円	49,100円	24,600円
		私立（自宅通学）	70,800円	47,200円	23,600円
		私立（自宅通学以外）	108,300円	72,200円	36,100円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		4,300円	2,900円	1,500円	

〈入学資金一覧（上限額）〉

入学に際して必要とする資金について、申請に基づき下表の金額を支給します。

なお、入学に際して必要な資金については、令和8年4月に入学した学生かつ令和8年4月分から給付対象となる方が対象です。

区 分		給付額（上限額）			
		A区分	B区分	C区分	
		該当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上87,800円未満の世帯	該当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が87,800円以上154,500円未満の世帯	該当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が154,500円以上199,600円未満の世帯	
大 学	部 部 を 除 く （ 費 ）	国立及び公立	282,000円	188,000円	94,000円
		私立	260,000円	173,300円	86,600円
	費	国立及び公立	141,000円	94,000円	47,000円
		私立	140,000円	93,300円	46,600円
短 期 大 学	科 科 を 除 く （ 費 ）	国立及び公立	169,200円	112,800円	56,400円
		私立	250,000円	166,600円	83,300円
	費	国立及び公立	84,600円	56,400円	28,200円
		私立	170,000円	113,300円	56,600円
専 修 学 校	費	国立及び公立	84,600円	56,400円	28,200円
		私立	130,000円	86,600円	43,300円
専 修 学 校	科 科 を 除 く （ 費 ）	国立及び公立	70,000円	46,600円	23,300円
		私立	160,000円	106,600円	53,300円
	費	国立及び公立	35,000円	23,300円	11,600円
		私立	140,000円	93,300円	46,600円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校			0円	0円	0円

多子世帯（扶養する人数が2人以上）に該当する場合

〈授業料等に対する給付金額一覧（上限額）〉

区 分		給付額（月額）（上限額）		
		D区分	E区分	
		該当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上199,600円未満の世帯	該当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が199,600円以上312,900円未満の世帯	
大 学	部 を 除 く （ 欄 ）	国立及び公立（自宅通学）	73,900円	49,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	111,400円	74,200円
		私立（自宅通学）	96,700円	64,400円
		私立（自宅通学以外）	134,200円	89,400円
	欄	国立及び公立（自宅通学）	51,600円	34,300円
		国立及び公立（自宅通学以外）	89,100円	59,300円
		私立（自宅通学）	68,300円	45,500円
		私立（自宅通学以外）	105,800円	70,500円
短 大	科 を 除 く （ 欄 ）	国立及び公立（自宅通学）	61,700円	41,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	99,200円	66,100円
		私立（自宅通学）	90,000円	60,000円
		私立（自宅通学以外）	127,500円	85,000円
	欄	国立及び公立（自宅通学）	45,500円	30,300円
		国立及び公立（自宅通学以外）	83,000円	55,300円
		私立（自宅通学）	68,300円	45,500円
		私立（自宅通学以外）	105,800円	70,500円
欄	国立及び公立（自宅通学）	37,100円	24,700円	
	国立及び公立（自宅通学以外）	53,800円	35,900円	
	私立（自宅通学）	85,100円	56,700円	
	私立（自宅通学以外）	101,700円	67,700円	
短 大	科 を 除 く （ 欄 ）	国立及び公立（自宅通学）	43,100円	28,700円
		国立及び公立（自宅通学以外）	80,600円	53,700円
		私立（自宅通学）	87,500円	58,300円
		私立（自宅通学以外）	125,000円	83,300円
	欄	国立及び公立（自宅通学）	36,200円	24,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	73,700円	49,100円
		私立（自宅通学）	70,800円	47,200円
		私立（自宅通学以外）	108,300円	72,200円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		4,300円	2,900円	

多子世帯（扶養する人数が2人以上）に該当する場合

〈入学資金一覧（上限額）〉

入学に際して必要とする資金について、申請に基づき下表の金額を支給します。

なお、入学に際して必要な資金については、令和8年4月に入学した学生かつ令和8年4月分から給付対象となる方が対象です。

区 分		給付額（上限額）		
		D区分	E区分	
		該当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上199,600円未満の世帯	該当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が199,600円以上312,900円未満の世帯	
大 学	部 を 除 く （ 欄 ）	国立及び公立	282,000円	188,000円
		私立	260,000円	173,300円
	欄	国立及び公立	141,000円	94,000円
		私立	140,000円	93,300円
類	科 を 除 く （ 欄 ）	国立及び公立	169,200円	112,800円
		私立	250,000円	166,600円
	欄	国立及び公立	84,600円	56,400円
		私立	170,000円	113,300円
欄	国立及び公立	84,600円	56,400円	
	私立	130,000円	86,600円	
様	科 を 除 く （ 欄 ）	国立及び公立	70,000円	46,600円
		私立	160,000円	106,600円
	欄	国立及び公立	35,000円	23,300円
		私立	140,000円	93,300円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		0円	0円	

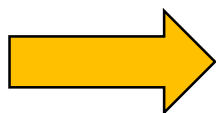
○私立学校の理工農系学部等への給付額上乘せ

文部科学省が定める「理工農系学部学科の対象機関リスト」に掲載のある学校に在籍の場合は、全給付対象の奨学生に給付額を上乘せします。

【上乘せ額】

学校種別	給付額（月額）
大学（夜間学部を除く。）	19,500円
大学（夜間学部に限る。）	10,000円
短期大学（夜間学科を除く。）	13,000円
短期大学（夜間学科に限る。）	7,500円
高等専門学校	19,500円
専修学校（夜間学科を除く。）	12,300円
専修学校（夜間学科に限る。）	8,200円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校	2,800円

【理工農系学部学科の対象機関リスト】



こちらからご確認いただけます。



申し込みについて

1 募集期間

令和8年5月18日（月）から令和8年6月19日（金）

2 応募資格

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- (1) 奨学金を受けようとする者の生計を維持する者が、給付の日の6月前から引き続き区内に住所を有していること。
- (2) 高等学校または高等専門学校（第3学年に限る。）・専修学校・各種学校の高等課程を卒業（修了）見込み、もしくは、卒業（修了）後2年以内で初めて大学等に入学する人。
- (3) 大学等（給付奨学生にあっては確認大学等）に在学している学生等であること。
- (4) 学業成績が特に優れていること。（6～7ページ「学業成績等に係る基準」を参照）
- (5) 経済的理由により修学が困難であること。（7～13ページ「家計に係る基準」を参照）

3 港区の貸付型奨学金との併用について

港区の貸付型奨学金と併用が可能です。

ただし、給付型奨学金の給付を受けてもなお授業料等に不足額が生じる場合のみ貸付を行います。

4 他の貸付型奨学金との併用について

港区の給付奨学生として採用された場合であっても、国（日本学生支援機構）や他の自治体等が行っている貸付型奨学金と併用することができます。

3 申請方法・提出書類

以下の必要書類を揃えて、令和8年6月19日(金)までに港区教育委員会事務局教育長室に直接持参又は郵送(消印有効)により提出してください。

必要書類	概要
【全員】奨学生給付申請書	記入例を参考に必要事項を記入してください。
【全員】奨学生推薦調書	在学校に申請者から依頼し、記載してもらってください。
【全員】在学する大学等の長が発行する証明書(在学証明書等)	令和8年4月1日以降に発行したものを提出してください。
【全員】成績等を証明する書類	成績等を証明する書類は、在学校または卒業した学校に申請者から依頼してください。 ※1年生～直近までの成績(評定平均値及びGPAが分かる書類)のご提出をお願いいたします。
【学業成績の基準を満たしていない方のみ】レポート提出	※ <u>成績等を証明する書類の提出も必要です。</u> レポートは、学業成績に係る基準を満たしていない場合のみ提出が必要です。「修学の目的」や「学修継続意志」等について800～1,000字程度で作成してください。なお、様式は問いません。
【該当者のみ】令和7年度課税証明書	令和7年1月1日に港区に住所を有していなかった場合のみ提出してください。証明書は令和7年1月1日に住んでいた自治体で発行できます。※ <u>本人及び生計維持者の方どちらも提出が必要です。</u>
【該当者のみ】国(日本学生支援機構)の給付型奨学金採用決定通知の写し	国(日本学生支援機構)の給付型奨学金採用候補決定を受けている方のみ提出してください。 【一年次】採用決定通知 【二年度以降】採用決定通知・スカラネットパーソナルの写し <u>提出することで、成績等を証明する書類を提出する必要がなくなります。</u> 提出するときは、パスワード部分をマスキングしてください。
【該当者のみ】国(日本学生支援機構)の給付型奨学金・授業料等減免の支援額が分かる書類(令和8年4月～令和8年9月分)	国(日本学生支援機構)の給付型奨学金・授業料等減免制度に該当する場合は、国からの支援額が分かる書類を提出してください。 区の給付上限額から国の支援額を差し引いた額を給付します。 国の給付対象等については、在学校へご確認ください。 ※ <u>申請の時点でお手元に書類がない場合は、採用決定後にご提出していただきます。</u>

4 募集から採用までのスケジュール

募 集	令和8年5月18日（月）から令和8年6月19日（金）※消印有効
審 査	令和8年7月下旬から8月上旬（予定）
決定通知の送付	令和8年8月下旬（予定）
採用手続き	令和8年8月下旬～令和8年9月上旬（予定）

5 奨学金の給付期間・給付時期

奨学金の給付期間は、奨学金を受ける者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するまでです。ただし、毎年11月頃に本人及び生計維持者の経済状況を確認し、支給額の見直しを行います。

今回の募集で採用された場合の給付は令和8年9月分までとなります。奨学生本人からの請求に基づき、奨学生本人の預金口座に振り込みます。

6 問合せ先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25（港区役所本庁舎7階 711窓口）

代表電話 3578-2111（内線 2713、2701、2702）

° + ✧ ° + ✧ ° + ✧ 先輩からのメッセージ ✧ + ° ✧ + ° ✧ + °

- 港区で得た奨学金を私たちの未来のために活用してください。
- 自分自身を助けることのできる制度をできるだけ多く利用して、学生の本業である勉学に力を注いでほしいと思います。
- 奨学金を受けることで学校に通うことができるため、お金の事情で進学を諦めてほしくないと思っています。
- 制度を利用し進学を諦めず、学びを大切にしてほしい。

～港区給付奨学生に実施したアンケートより一部抜粋～

